

令和 2 年 5 月 15 日

保護者各位

静岡市長 田 辺 信 宏
(子ども未来局こども園課)

緊急事態宣言の解除後の市立こども園・待機児童園の登園について (お願い)

平素より、静岡市幼児教育・保育行政につきまして、多大なご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 14 日付で本県への緊急事態宣言が解除されたところですが、市立こども園・待機児童園においては、特定警戒地域との往来による本市への感染拡大の影響を見極める必要があることを踏まえ、当初の予定どおり、下記の期間で登園自粛をお願いします。引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

1 登園の自粛をお願いする期限

令和 2 年 5 月 31 日 (日) まで

市立こども園の 1 号認定は、5 月 31 日までとされていた「臨時休園期間」を 5 月 24 日までとし、5 月 25 日から再開します。

●市立こども園の 1 号認定 … 5 月 25 日から再開します。

●市立こども園・待機児童園の 2・3 号認定 … 5 月 31 日まで登園自粛期間とします。

2 登園自粛予定日の変更について

感染防止のため、引き続きご家庭で保育ができる方はご協力をお願いします。

●市立こども園の 1 号認定

5 月 25 日から 5 月 31 日までの間で、感染防止のために、登園を控える場合には、事前に園までご連絡をお願いします。

●市立こども園・待機児童園の 2・3 号認定

登園自粛の予定日に変更がありましたら、事前に園までご連絡をお願いします。
今後の就労復帰に向けた準備としての保育を希望される場合には、園にご相談ください。

3 保育料、給食費について

期間内で新型コロナウイルス感染症対策に伴い登園を控えた日の保育料・給食費は、日割り(減額)計算をします。

※登園自粛に係る利用者負担額(保育料・給食費)の還付手続きについては、近日中にお知らせします。

4 登園する場合のお願い

- ・ご家庭での感染予防対策や健康観察を継続していただき、登園前に、ご自宅でお子様の体調を必ず確認(検温)してください。
- ・お子様に発熱や呼吸器症状(咳、のどの痛み、鼻水等)がある場合は、解熱後 24 時間以上経過するまでは、ご自宅での休養をお願いします。ただし、呼吸器症状が改善するまでは、登園を控えていただけますようお願いいたします。
- ・お子様の在園時間の短縮にご協力をお願いします。
◇早朝や夜の延長保育の申込みはできるだけお控えください。
◇ご家庭内で始業時間が遅い保護者様に合わせての登園、終業時間の早い保護者様に合わせてのお迎えをお願いします。

5 「育児休業明けの復帰」や「就労開始」のために、3月・4月に入所した方の取扱いについて(前回と同様の内容です。)

新型コロナウイルス感染症に起因し、就労先との調整の結果、一時的に育児休業明けの復帰予定日や就労開始日が延期となり、6月30日までに復職(就労開始)となる場合には、保育所等の退園は不要とします。

※今後の状況により、復職(就労開始)期限をさらに延長する場合があります。

6 その他

- ・ご自宅での保育にあたり、子育てに関する不安やお悩みをお持ちの方は、ひとりで悩まないで、お通りの園、または各区福祉事務所 子育て支援課 家庭児童相談係(葵 221-1096・駿河 287-8675・清水 354-2429)までご相談ください。
- ・今後の感染状況等により登園自粛等の内容を変更する場合には、改めて通知します。